

【社会人の皆さまへ】



専門実践教育訓練給付制度を活用しませんか？

● 受給資格について

1. 初めて受給する場合

受講開始日までに、**通算2年以上**の雇用保険の被保険者期間を有し、在職中または離職後（一般被保険者資格を喪失して）1年以内の方。

2. 2回目以降に受給する場合

前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までに、**通算して3年以上**の雇用保険の被保険者期間を有している方。

● 給付額について

専門実践教育訓練給付金制度を活用すると、教育訓練経費の50%（年間上限40万円）にあたる給付を最大3年間受けることができます。また、訓練の受講修了から1年以内に資格取得などをし、雇用保険の一般被保険者として雇用された場合には、さらに20%の追加支給（合計で教育訓練経費の70%相当額）を受けることもできます。



大育の対象学科は…

- 歯科衛生士科
- 理容本科
- 製菓衛生師科専門課程
- 調理科高等課程



ハローワークに相談！

受講開始日(本科入学)の1ヶ月前までに住居所を管轄するハローワークにて、必要書類の交付・提出を行ってください。

Daiiku

専門学校 大育
大育理容美容専門学校



0120-557-370

<http://www.daiiku.ac.jp> 那覇市大道77 (おもろまち駅前)